

## 別紙

### 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案

○海防法施行令別表第一各号イ及び別表第一の二に追加・変更する物質は、下記傍線の部分を予定しています。（傍線部分が、意見募集の対象となります。）

#### 別表第一（第一条の二関係）

##### 一 X類物質等

###### イ X類物質

- (1) アクリル酸デシル
- (2) アジピン酸ジノルマルヘキシル
- (3) アジピン酸ジメチル
- (4) アセトクロール
- (5) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）
- (6) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）
- (7) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）
- (8) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。）
- (9) アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）
- (10) イソホロンジイソシアナート
- (11) ウンデシルアルコール
- (12) 一一ウンデセン
- (13) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）
- (14) 塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）
- (15) オレイルアミン
- (16) オレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）
- (17) アルファオレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）
- (18) 掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）
- (19) クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）
- (20) 航空用アルキラート（炭素数が八のパラフィンであつて沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）
- (21) コールタール
- (22) コールタールピッチ
- (23) 一・五・九ーシクロドデカトリエン
- (24) シクロヘプタン

- (25) 次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。）
- (26) ジイソプロピルベンゼン
- (27) ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物
- (28) 一・三ージクロロプロペン
- (29) ジクロロベンゼン
- (30) 二・六ジーザリブチルフェノール
- (31) ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）
- (32) 自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）
- (33) ジニトロトルエン
- (34) ジフェニル
- (35) ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物
- (36) ジフェニルエーテル
- (37) ジフェニルエーテル及びビフェニルフェニルエーテルの混合物
- (38) N・N-ジメチルドデシルアミン
- (39) ターシャリドデカンチオール
- (40) ターシャリメチルベンチルエーテル
- (41) 多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。）
- (42) テトラメチルベンゼン
- (43) テレピン油
- (44) デカン酸（ネオデカン酸を除く。）
- (45) デシルオキシテトラヒドロチオフェン—・—ジオキシド
- (46) デセン
- (47) トリエチルベンゼン
- (48) 一・二・三トリクロロベンゼン
- (49) 一・二・四トリクロロベンゼン
- (50) トリメチルベンゼン
- (51) ドデシルヒドロキシプロピルスルフィド
- (52) ドデシルフェノール
- (53) ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩溶液
- (54) ドデセン
- (55) ナフタレン
- (56) ノニルフェノール
- (57) 白燐（黄燐を含む。）
- (58) パイン油
- (59) ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂
- (60) ビスフェノールAのジグリシジルエーテル
- (61) アルファピネン
- (62) ベータピネン
- (63) フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシ

ル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。)に限る。)

- (64) フタル酸ジブチル
- (65) フタル酸ブチルベンジル
- (66) ブテンオリゴマー
- (67) プロピレン四量体
- (68) ペンタエチレンヘキサミン
- (69) ミルセン
- (70) メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル
- (71) N—メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩溶液
- (72) メチルナフタレン
- (73) N—(二—メトキシ—メチルエチル)—ニ—エチル—六—メチルクロロアセトアニリド
- (74) メルカプトベンゾチアゾールナトリウム塩溶液
- (75) ラウリン酸
- (76) 磷酸アルキルアリール (磷酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント以上であつて、オルト異性体が〇・〇二重量パーセント以下のものに限る。)
- (77) 磷酸トリイソプロピルフェニル
- (78) 磷酸トリキシリル

口～ホ (略)

## 二 Y類物質等

### イ Y類物質

- (1) アクリルアミド溶液 (濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)
- (2) アクリル酸
- (3) アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液
- (4) アクリル酸エチル
- (5) アクリル酸二—エチルヘキシル
- (6) アクリル酸二—ヒドロキシエチル
- (7) アクリル酸ブチル
- (8) アクリル酸メチル
- (9) アクリロニトリル
- (10) アクリロニトリル及びスチレンの共重合物 (ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。)
- (11) アシッドオイル (植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。)
- (12) アシッドオイル (大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるもの混合物に限る。)
- (13) 亜硝酸ナトリウム溶液
- (14) アジピン酸オクチルデシル
- (15) アジピン酸ジイソノニル
- (16) アジピン酸ジ—ニ—エチルヘキシル
- (17) アジピン酸ジトリデシル
- (18) アセトニトリル (濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。)

- (19) アセトンシアノヒドリン
- (20) アニリン
- (21) 亜麻仁油
- (22) ニーアミノイソプロピルアルコール
- (23) アリールポリオレフィン (ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)
- (24) 亜硫酸ナトリウム溶液 (濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。)
- (25) アリルアルコール
- (26) 亜磷酸アルキル (アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。)
- (27) 長鎖アルカン酸銅塩 (炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。)
- (28) アルキルアミン磷酸エステル (アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。)
- (29) アルキルアリールジチオ磷酸亜鉛 (アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。)
- (30) 長鎖アルキルアリールスルホン酸 (アルキル基の炭素数が十六から六十二までのもの及びその混合物に限る。)
- (31) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム (アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)
- (32) 長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム (アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)
- (33) 長鎖アルキルアリールポリエーテル (アルキル基の炭素数が九から二十二までのもの及びその混合物に限る。)
- (34) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体 (分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)
- (35) アルキルエステル共重合体 (アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。)
- (36) アルキル化ヒンダードフェノール (アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。)
- (37) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム (アルキル基の炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。)
- (38) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム (アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。)
- (39) 長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体
- (40) アルキルジチオチアジアゾール (アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。)
- (41) アルキルジチオ磷酸亜鉛 (アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。)
- (42) アルキルジフェニルアミン
- (43) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液 (アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。)
- (44) アルキルフェニルアミン (アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。) の芳香族系の物質を溶媒とする溶液

- (4 5) 長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物
- (4 6) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）
- (4 7) アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）
- (4 8) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（デシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）
- (4 9) アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）
- (5 0) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液
- (5 1) アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。）
- (5 2) アルキルベンゼンの蒸留残留物
- (5 3) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセントのものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (5 4) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (5 5) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (5 6) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛
- (5 7) アンモニア水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。）
- (5 8) イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (5 9) イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物
- (6 0) イソブレン
- (6 1) イソプロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (6 2) イソプロピルエーテル
- (6 3) イソプロピルシクロヘキサン
- (6 4) イソホロン
- (6 5) イソホロンジアミン
- (6 6) イソ酪酸二・二・四一トリメチル一三一ヒドロキシペンチル
- (6 7) イリッペ油
- (6 8) ウンデカン酸
- (6 9) エタノールアミン
- (7 0) エチリデンノルボルネン
- (7 1) エチルアミン及びその溶液（濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。）
- (7 2) エチルシクロヘキサン

- (73) N—エチルシクロヘキシリアミン  
(74) エチルトルエン  
(75) 二—エチル—二—(ヒドロキシメチル) プロパン——・三—ジオールアルキルエステル(アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。)  
(76) 二—エチル—三—プロピルアクリレイン  
(77) 二—エチルヘキシリアミン  
(78) エチルベンゼン  
(79) エチルペンチルケトン  
(80) N—エチルメチルアリルアミン  
(81) エチレン及び酢酸ビニルの共重合体  
(82) エチレンクロロヒドリン  
(83) エチレングリコール  
(84) エチレングリコールジアセタート  
(85) エチレングリコールモノアセタート  
(86) エチレングリコールモノアルキルエーテル  
(87) エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート  
(88) エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート  
(89) エチレンシアノヒドリン  
(90) エチレンジアミン  
(91) エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩溶液  
(92) エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン(アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)  
(93) 二—エトキシ—二・二—ジメチルエタン  
(94) 三—エトキシプロピオン酸エチル  
(95) エピクロロヒドリン  
(96) 塩化アリル  
(97) 塩化第二鉄溶液  
(98) 塩化ビニリデン  
(99) 塩化ベンジル  
(100) オクタン酸  
(101) オクチルアルコール  
(102) オクチルアルデヒド  
(103) オクトン  
(104) オリーブ油  
(105) オレイン酸  
(106) オレイン酸カリウム  
(107) オレフィン(炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。)  
(108) カカオ脂  
(109) 過酸化水素溶液(濃度が八重量パーセントを超えて七十重量パーセント以下のものに限る。)  
(110) カシュウナッツシェル油(未精製のものに限る。)  
(111) キシレノール  
(112) キシレン

- (113) キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が十重量ペーセント以上のものに限る。）
- (114) 吉草酸
- (115) 吉草酸及び醋酸二一メチルの混合物（吉草酸の濃度が六十四重量ペーセントのものに限る。）
- (116) ぎ酸
- (117) 魚油
- (118) クレゾール
- (119) クレゾールナトリウム塩溶液
- (120) クロトンアルデヒド
- (121) クロロ酢酸（濃度が八十重量ペーセント以下のものに限る。）
- (122) クロロスルホン酸
- (123) クロロトルエン
- (124) オルトクロロニトロベンゼン
- (125) クロロヒドリン（粗製のものに限る。）
- (126) ——（四一クロロフェニル）一四・四一ジメチルペンタシ一オノ
- (127) クロロベンゼン
- (128) クロロホルム
- (129) 四一クロロ一二一メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液
- (130) グリオキサール溶液（濃度が四十重量ペーセント以下のものに限る。）
- (131) グリオキシリ酸溶液（濃度が五十重量ペーセント以下のものに限る。）
- (132) グリセリンモノオレイン酸
- (133) グリホサート溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）
- (134) グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量ペーセント以下のものに限る。）
- (135) グルタル酸ジメチル
- (136) けい酸ナトリウム溶液
- (137) コールタールナフサソルベント
- (138) こはく酸ジメチル
- (139) 米ぬか油
- (140) 混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）
- (141) 酢酸二一エトキシエチル
- (142) 酢酸シクロヘキシル
- (143) 酢酸トリデシル
- (144) 酢酸ノルマルオクチル
- (145) 酢酸ノルマルプロピル
- (146) 酢酸ビニル
- (147) 酢酸ブチル
- (148) 酢酸ヘキシル
- (149) 酢酸ヘプチル
- (150) 酢酸ベンジル
- (151) 酢酸ペンチル
- (152) 酢酸三一メトキシブチル
- (153) サフラワー油
- (154) サリチル酸メチル

- (155) 酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）
- (156) 一・二一酸化ブチレン
- (157) 酸化プロピレン
- (158) シアバター
- (159) 四塩化炭素
- (160) シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (161) シクロヘキサンノール
- (162) シクロヘキサンノール及びシクロヘキサンの混合物
- (163) シクロヘキサン
- (164) シクロヘキシルアミン
- (165) 一・三ーシクロペンタジエン二量体
- (166) シクロペンタン
- (167) シクロペンテン
- (168) 脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
- (169) 脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。）
- (170) 直鎖脂肪酸の二一エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）
- (171) 脂肪酸メチルエステル
- (172) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。）
- (173) 脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (174) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
- (175) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
- (176) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）
- (177) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (178) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
- (179) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）
- (180) パラシメン
- (181) 硝酸
- (182) 硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液

- (183) 硝酸アルキル (アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。)
- (184) 次亜塩素酸カルシウム溶液 (濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)
- (185) 次亜塩素酸ナトリウム溶液 (濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)
- (186) ジイソブチルケトン
- (187) ジイソブチレン
- (188) ジイソプロピルアミン
- (189) ジイソプロピルナフタレン
- (190) ジエタノールアミン
- (191) 二・六-ジエチルアニリン
- (192) ジエチルアミノエタノール
- (193) ジエチルアミン
- (194) ジエチルベンゼン
- (195) 一・四-ジオキサン
- (196) 一・二-ジクロロエタン
- (197) 二・四-ジクロロフェノール
- (198) 二・四-ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液
- (199) 二・四-ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液 (濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)
- (200) 二・四-ジクロロフェノキシ酢酸トライソプロパノールアミン塩溶液
- (201) 三・四-ジクロロ-1-ブテン
- (202) 一・1-ジクロロプロパン
- (203) 一・ニ-ジクロロプロパン
- (204) 二・ニ-ジクロロプロピオン酸
- (205) 一・六-ジクロロヘキサン
- (206) ジクロロメタン
- (207) ジチオカルバミン酸アルキル (アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。)
- (208) ジノルマルプロピルアミン
- (209) ジフェニルアミン
- (210) ジフェニルアミン及び二・二・四-トリメチルペンテンの反応生成物
- (211) ジフェニルメタンジイソシアート
- (212) ジブチルアミン
- (213) 一・ニ-ジブロモエタン
- (214) ジブロモメタン
- (215) ジブロピルチオカルバミン酸S-エチル
- (216) ジペンテン
- (217) ジメチルアミン溶液 (濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。)
- (218) ジメチルエタノールアミン
- (219) ジメチルオクタン酸
- (220) N・N-ジメチルシクロヘキシルアミン
- (221) ジメチルジスルフィド

- (222) ジメチルホルムアミド  
(223) ジメチルポリシロキサン  
(224) 重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）  
(225) 水酸化カリウム溶液  
(226) 水酸化ナトリウム溶液  
(227) 水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液  
(228) スチレン  
(229) スルホラン  
(230) 石炭酸油  
(231) 石油スルホン酸ナトリウム  
(232) タロー  
(233) タロー脂肪酸  
(234) 大豆油  
(235) チオシアノ酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。）  
(236) チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）  
(237) テトラクロロエタン  
(238) テトラクロロエチレン  
(239) テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物  
(240) テトラヒドロナフタレン  
(241) デカヒドロナフタレン  
(242) デシルアルコール  
(243) とうもろこし油  
(244) 桐油  
(245) トール油  
(246) トール油脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。）  
(247) トール油ピッチ  
(248) トリアルキル（炭素数が十のものに限る。）酢酸グリシジル  
(249) トリエチルアミン  
(250) 一・三・五一トリオキサン  
(251) 一・一・一一トリクロロエタン  
(252) 一・一・二一トリクロロエタン  
(253) トリクロロエチレン  
(254) 一・一・二一トリクロロ一・二・二一トリフルオロエタン  
(255) 一・二・三一トリクロロプロパン  
(256) トリデカン  
(257) トリデカン酸  
(258) トリメチル酢酸  
(259) オルトトルイジン  
(260) トルエン  
(261) トルエンジアミン  
(262) トルエンジイソシアナート  
(263) ドデカン

- (264) ドデシルアルコール  
 (265) ドデシルキシレン  
 (266) 菜種油  
(267) 菜種油脂肪酸メチルエステル  
 (268) ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液  
 (269) ニトロエタン  
(270) ニトロエタン及び一一ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が十五重量パーセント以上のものに限る。）  
(271) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのものに限る。）  
 (272) オルトニトロトルエン  
(273) パラニトロトルエン  
 (274) オルトニトロフェノール  
 (275) 一一ニトロプロパン  
 (276) 二一一ニトロプロパン  
 (277) ニトロベンゼン  
 (278) 尿素及び磷酸アンモニウムの混合溶液  
 (279) 二硫化炭素  
 (280) ネオデカン酸  
 (281) ネオデカン酸ビニル  
 (282) ノナン酸  
 (283) ノニルアルコール  
(284) ノニルフェノールポリエトキシラート（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）  
 (285) ノネン  
(286) ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）  
 (287) ノルマルブチルエーテル  
 (288) ノルマルプロパノールアミン  
 (289) ノルマルプロピルアルコール  
 (290) ノルマルヘキサン酸  
 (291) 廃硫酸  
 (292) 発煙硫酸  
 (293) バレルアルデヒド  
 (294) パームオレイン  
(295) パーム核オレイン  
(296) パーム核ステアリン  
 (297) パーム核油  
 (298) パームステアリン  
 (299) パーム油  
(300) パーム油脂肪酸（蒸留物に限る。）  
(301) パーム油脂肪酸メチルエステル  
(302) パーム油の分別物  
 (303) パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物  
 (304) パラフィンワックス  
 (305) N-（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶

液

- (306) ひまし油  
(307) ひまわり油  
(308) ビス(二クロロイソプロピル)エーテル  
(309) ビス(二クロロエチル)エーテル  
(310) ビスフェノールFのジグリシジルエーテル  
(311) ピニルトルエン  
(312) ピリジン  
(313) 一一フェニル——キシリルエタン  
(314) フエノール  
(315) フエノールのスルホン酸アルキルエステル  
(316) フタル酸ジイソオクチル  
(317) フタル酸ジウンデシル  
(318) フタル酸ジエチル  
(319) フタル酸ジトリデシル  
(320) フタル酸ジノニル  
(321) フタル酸ジヘキシル  
(322) フタル酸ジヘプチル  
(323) フタル酸ジメチル  
(324) フタル酸二ヒドロキシエトキシエチル  
(325) ふつ化けい酸水溶液(濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限る。)  
(326) 直鎖不飽和脂肪酸(炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)  
(327) フルフラール  
(328) フルフリルアルコール  
(329) プチルアミン  
(330) プチルアルデヒド  
(331) ガンマブチロラクトン  
(332) 分解ガソリン(ベンゼンを含むものに限る。)  
(333) プロピオニトリル  
(334) ベータプロピオラクトン  
(335) プロピオンアルデヒド  
(336) プロピオン酸  
(337) プロピオン酸エチル  
(338) プロピオン酸ノルマルブチル  
(339) プロピオン酸ノルマルベンチル  
(340) プロピルベンゼン  
(341) プロピレン三量体  
(342) 一一ヘキサデシルナフタレン及び一・四ビス(ヘキサデシル)ナフトタレンの混合物  
(343) ヘキサメチレンイミン  
(344) ヘキサメチレンジアミン及びその溶液  
(345) ヘキサメチレンジイソシアナート  
(346) ヘキサン  
(347) 一・六一ヘキサンジオール(蒸留物に限る。)

- (348) ヘキシルアルコール (メチルペンチルアルコールを除く。)
- (349) ヘプチルアルコール
- (350) ベンジルアルコール
- (351) ベンゼン (濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含み、前号に掲げる物質を含むものを除く。)
- (352) ベンゼントリカルボン酸トリオクチル
- (353) ペテロラタム
- (354) ペンタクロロエタン
- (355) 一・三・ペンタジエン
- (356) ペンタン
- (357) 飽和脂肪酸 (炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。)
- (358) ホスホン酸水素ジブチル
- (359) ホスホン酸水素ジメチル
- (360) ホルムアミド
- (361) ホルムアルデヒド溶液 (濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)
- (362) ホワイトスピリット (芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。)
- (363) ポリアクリル酸アルキル (アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。) のキシレン溶液
- (364) ポリアルキレンギリコールモノアルキルエーテルアセタート (アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)
- (365) ポリイソブチレン (重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。)
- (366) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素 (炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。) を溶媒とする溶液
- (367) ポリエーテル (分子量が千三百五十以上のもの及びその混合物に限る。)
- (368) ポリエチレンポリアミン (ペントエチレンヘキサミンを除く。)
- (369) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液 (炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。)
- (370) ポリオレフィン (分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。)
- (371) ポリオレフィンアミドアルケンアミン (ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。)
- (372) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩 (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
- (373) ポリオレフィンアミノエステル塩 (分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)
- (374) ポリオレフィンアミン (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
- (375) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (376) ポリオレフィンエステル (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
- (377) ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩 (ポリオレフィン基の炭素

数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)

- (378) ポリオレフィンフェノールアミン (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
- (379) ポリシロキサン
- (380) ポリブテニルこはく酸イミド
- (381) ポリブテン
- (382) ポリプロピレン (重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。)
- (383) ポリメチレンポリフェニルイソシアナート
- (384) ポリ硫酸第二鉄溶液
- (385) マンゴー核油
- (386) 無水フタル酸
- (387) 無水プロピオン酸
- (388) 無水ポリオレフィン
- (389) 無水マレイン酸
- (390) メタクリル酸
- (391) メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物
- (392) メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物
- (393) メタクリル酸エチル
- (394) メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物
- (395) メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペントタデシルの混合物
- (396) メタクリル酸ノニル
- (397) メタクリル酸ポリアルキル (アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。) 及びエチレン—プロピレン共重合体の混合物
- (398) メタクリル酸ポリアルキル (アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。)
- (399) メタクリル酸メチル
- (400) メタクリル樹脂の一・二—ジクロロエタン溶液
- (401) メタクリロニトリル
- (402) メチルアミン溶液 (濃度が四十二重量パーセント以下のものに限る。)
- (403) メチルアルコール
- (404) 二—メチル—六—エチルアニリン
- (405) 二—メチル—五一エチルピリジン
- (406) メチルシクロヘキサン
- (407) メチルシクロペンタジエン二量体
- (408) メチルジエタノールアミン
- (409) アルファメチルスチレン
- (410) 三—(メチルチオ) プロピオンアルデヒド
- (411) N—メチル—二—ピロリドン
- (412) メチルブチルケトン (メチルイソブチルケトンを除く。)
- (413) メチルブテノール
- (414) 綿実油
- (415) モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン (重合度が二十のものに限る。)
- (416) モルホリン

- (417) やし油  
 (418) やし油脂肪酸  
 (419) やし油脂肪酸メチルエステル  
 (420) ラード  
 (421) 酪酸  
 (422) 酪酸エチル  
 (423) 酪酸ブチル  
 (424) 酪酸メチル  
 (425) ラクトニトリル溶液（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。）  
 (426) 落花生油  
 (427) ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。）  
 (428) 長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。）  
 (429) 硫化アンモニウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）  
 (430) 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液  
 (431) 硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。）  
 (432) 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）  
 (433) 硫酸  
 (434) 硫酸アルミニウム溶液  
 (435) 硫酸ジエチル  
 (436) 磷酸水素ジ—ニ—エチルヘキシル  
 (437) 磷酸トリトリル（オルト異性体を含むものに限る。）  
 (438) 磷酸トリブチル  
 (439) レジン油（蒸留物に限る。）  
 (440) ロジン  
 (441) ワックス（パラフィンワックスを除く。）

ロ～ニ（略）

### 三 Z類物質等

#### イ Z類物質

- (1) アジポニトリル
- (2) アセト酢酸エチル
- (3) アセト酢酸メチル
- (4) アセトニトリル（濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）
- (5) アセトン
- (6) アミノエチルエタノールアミン
- (7) アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液
- (8) N—アミノエチルピペラジン
- (9) 二—（二—アミノエトキシ）エタノール
- (10) 二—アミノ—ニ—メチル—一—プロパンオール
- (11) 亜硫酸水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）

- (12) 長鎖アルキルアリールスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (13) アルキルインダン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）、アルキルインデン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）及びアルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）の混合物
- (14) アルキルフェニルプロポキシラート（アルキル基の炭素数が九から十五までのもの及びその混合物に限る。）
- (15) アルミノけい酸ナトリウム
- (16) 安息香酸ナトリウム
- (17) 硫黄
- (18) イソプロピルアルコール
- (19) イソ酪酸二・二・四一トリメチル一三一イソブトキシペンチル
- (20) エチルアルコール
- (21) エチレングリコールモノフェニルエーテル
- (22) エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物
- (23) エトキシ化ポリエチレンイミン溶液（濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。）
- (24) 塩化カリウム溶液
- (25) 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合溶液
- (26) 塩化コリン溶液
- (27) 塩化ベンゼンスルホニル
- (28) 塩化マグネシウム溶液
- (29) 塩酸
- (30) 塩素酸ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
- (31) カプロラクタム及びその溶液
- (32) ぎ酸イソブチル
- (33) ぎ酸カリウム溶液
- (34) ぎ酸メチル
- (35) くえん酸（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (36) 掘削用ブライン（塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まないものに限る。）
- (37) ニークロロプロピオン酸
- (38) 三ークロロプロピオン酸
- (39) グリコール酸溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (40) グリシンナトリウム塩溶液
- (41) グリセリン
- (42) グリセリンエトキシラート及びグリセリンプロポキシラートの混合物
- (43) グリセリンエトキシラート、グリセリンプロポキシラート、スクロースエトキシラート及びスクロースプロポキシラートの混合物
- (44) グリセリンプロポキシラート
- (45) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント未満のものに限る。）

- (46) 酢酸
- (47) 酢酸イソプロピル
- (48) 酢酸エチル
- (49) 酢酸ナトリウム溶液
- (50) 酢酸メチル
- (51) 酸化チタン
- (52) 酸化メシチル
- (53) 酸素含有脂肪族炭化水素
- (54) シクロヘキサン
- (55) 酒類
- (56) 硝酸アンモニウム溶液 (濃度が九十三重量パーセント以下のものに限る。)
- (57) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液
- (58) 硝酸カルシウム溶液 (濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)
- (59) ジアセトンアルコール
- (60) ジアルキルジフェニルアミン (アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。)
- (61) ジイソプロパノールアミン
- (62) ジエチルエーテル
- (63) ジエチレングリコール
- (64) ジエチレングリコールジエチルエーテル
- (65) ジエチレングリコールジブチルエーテル
- (66) ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液
- (67) 一・一ジクロロエタン
- (68) ジプロピレングリコール
- (69) N・N—ジメチルアセトアミド及びその溶液 (濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)
- (70) 二・二—ジメチルプロパン—一・三—ジオール
- (71) 水酸化カルシウム
- (72) 水酸化マグネシウム
- (73) スルホン化ポリアクリル酸エステル溶液
- (74) 炭酸エチレン
- (75) 炭酸カルシウム
- (76) 炭酸ナトリウム溶液
- (77) 炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液 (炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであつて、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。)
- (78) 炭酸プロピレン
- (79) チオ硫酸アンモニウム溶液 (濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。)
- (80) テトラエチレングリコール
- (81) テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー (濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。)
- (82) テトラヒドロフラン
- (83) トリアセチルグリセリン

- (84) トリイソプロパノールアミン  
 (85) トリエタノールアミン  
 (86) トリエチレングリコール  
 (87) トリプロピレングリコール  
 (88) トリメチルアミン溶液 (濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。)  
 (89) トリメチロールプロパンプロポキシラート  
 (90) ドデシルベンゼン  
 (91) ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液  
 (92) 乳酸  
 (93) 尿素溶液  
 (94) ノルマルプロピルアミン  
 (95) ノルマルヘプタン酸  
 (96) パラアルデヒド  
 (97) ニーヒドロキシ一四一(メチルチオ) 酪酸  
 (98) ビニルエチルエーテル  
 (99) ブチルアルコール  
 (100) ブチレングリコール  
 (101) ブレーキ液基剤 (ポリアルキレングリコール (アルキレングリコールの炭素数が二又は三のものであつて、重合度が二から八までのものに限る。)、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル (アルキレングリコールの炭素数が二から十までのものであつて、アルキル基の炭素数が一から四までのものに限る。) 及びそれらのほう酸エステルの混合物に限る。)  
 (102) プロモクロロメタン  
 (103) プロピレングリコール  
 (104) プロピレングリコールフェニルエーテル  
 (105) プロピレングリコールメチルエーテルアセタート  
 (106) プロピレングリコールモノアルキルエーテル  
 (107) ヘキサメチレンジアミンアジペート溶液 (濃度が五十重量パーセントのものに限る。)  
 (108) ヘキサメチレンテトラミン溶液  
 (109) 一・六一ヘキサンジオール (蒸留物を除く。)  
 (110) ヘキシレングリコール  
 (111) ペンチルアルコール  
 (112) ホスホン酸トリエチル  
 (113) ポリアクリル酸溶液 (濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)  
 (114) ポリアクリル酸ナトリウム溶液 (重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。)  
 (115) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル (アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)  
 (116) ポリイソブチレンの酸無水物付加物  
 (117) ポリエチレングリコール

- (118) ポリエチレングリコールジメチルエーテル
- (119) ポリ塩化アルミニウム溶液
- (120) ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水酸化ナトリウムの含有量が三  
重量パーセント未満のものに限る。）
- (121) ポリプロピレングリコール
- (122) ポリ磷酸アンモニウム溶液
- (123) 無水こはく酸アルケニル（アルケニル基の炭素数が十六から二十ま  
でのもの及びその混合物に限る。）
- (124) 無水酢酸
- (125) メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシポリ（オキシアルキレン）  
の共重合体のナトリウム塩水溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに  
限る。）
- (126) メタクリル酸ドデシル
- (127) メタクリル酸ブチル
- (128) メチルイソブチルケトン
- (129) メチルエチルケトン
- (130) N—メチルグルカミン溶液（濃度が七十重量パーセント以下のもの  
に限る。）
- (131) メチルターシャリブチルエーテル
- (132) 二—メチルピリジン
- (133) 三—メチルピリジン
- (134) 四—メチルピリジン
- (135) メチルブチノール
- (136) 二—メチル—・三—プロパンジオール
- (137) メチルプロピルケトン
- (138) メチルペンチルアルコール
- (139) メチルペンチルケトン
- (140) 三—メチル—三—メトキシブタノール
- (141) 三—メトキシ—一ブタノール
- (142) ラテックス（ステレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化  
したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。）
- (143) リグニンスルホン酸アンモニウム溶液
- (144) リグニンスルホン酸カルシウム溶液
- (145) リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液
- (146) L—リジン溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）
- (147) 硫化アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が八から四十までの  
もの及びその混合物に限る。）
- (148) 硫化脂肪（炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物に限  
る。）
- (149) 硫化水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のもの  
に限る。）
- (150) 硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭  
素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (151) 硫酸アンモニウム溶液
- (152) 硫酸ナトリウム溶液

(153) 磷酸  
(154) 磷酸水素アンモニウム溶液  
(155) 磷酸トリエチル  
口～ニ (略)

別表第一の二（第一条の三関係）

- 一 カオリン
- 二 還元でん粉加水分解物
- 三 グルコース溶液
- 四 植物性たんぱく質溶液（加水分解したものに限る。）
- 五 石炭
- 六 ソルビトール溶液
- 七 糖みつ
- 八 粘土
- 九 マルチトール溶液
- 十 水
- 十一 りんご果汁
- 十二 レシチン
- 十三 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害でないものとして指定する物質
- 十四 法第九条の六第三項の規定により、海洋環境の保全の見地から有害でないものと査定されている物質
- 十五 前各号に掲げる物質のみから成る混合物